

殺処分数目標

②について、
令和12年度の殺処分数は平成30年度比50%減

- ①譲渡することが適切でない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ① 以外の処分(愛がん動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物)
- ③引取り後の死亡

※ ②には、離乳前の猫、経験のある飼い主であれば飼育可能な動物を含む。
一般家庭ではなく家庭としているのはこの理由である。

平成30年度までは、離乳前の猫は、譲渡不適による殺処分として集計してきたが、指針の改正により集計の分類が②に変更となる。

このため、平成30年度の統計内容を集計しなおした上で、県の動物愛護管理推進計画を見直す必要がある。

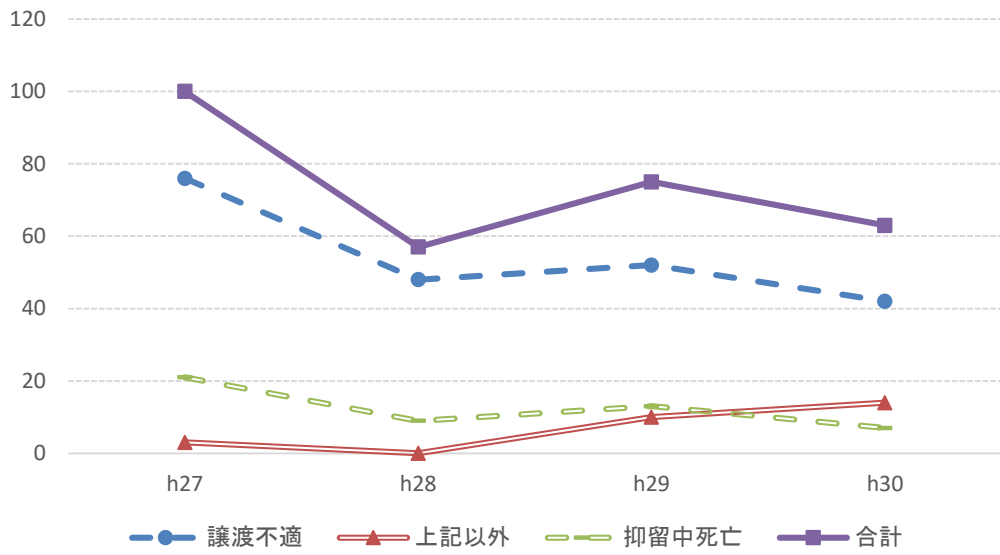
		h27	h28	h29	h30
成犬	①譲渡不適	76	48	52	42
	②上記以外	3	0	10	14
	③抑留中死亡	21	9	13	7
	合計	100	57	75	63

		h27	h28	h29	h30
子犬	①譲渡不適	0	0	0	0
	②上記以外	0	0	0	0
	③抑留中死亡	8	0	0	0
	合計	8	0	0	0

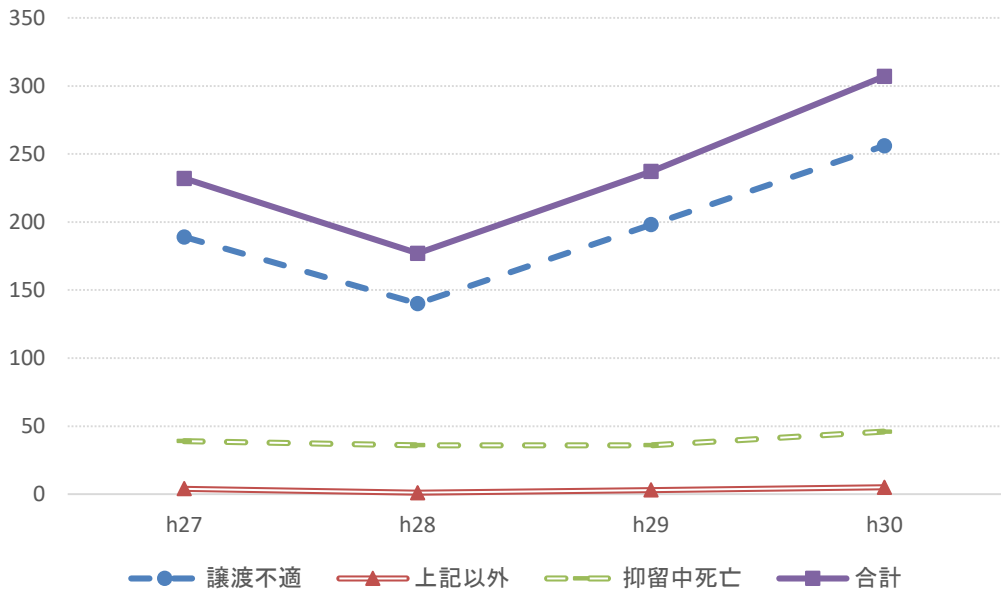
		h27	h28	h29	h30
成猫	①譲渡不適	189	140	198	256
	②上記以外	4	1	3	5
	③抑留中死亡	39	36	36	46
	合計	232	177	237	307

		h27	h28	h29	h30
子猫	①譲渡不適	560	130	184	330
	②上記以外	49	310	261	164
	③抑留中死亡	156	133	104	124
	合計	765	573	549	618

成犬



成猫



子猫

